

伊秘第246号
平成20年1月22日

日本共産党伊賀市委員会
委員長 森 永 勝 二 様

伊賀市長 今 岡 睦 之

「2008年度伊賀市予算編成に関する申し入れ」に関する回答について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は市政各般にわたり多大のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、貴殿からご提出いただきました2008年度伊賀市予算編成に関する申し入れに関しまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、ご不明な点等につきましては、直接担当課へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

【事務取りまとめ：総務部秘書課（Tel 0595 - 22 - 9600 内線 2000・2011）】

2008年度伊賀市予算編成に関する申し入れ事項回答書

一、総務部・企画振興部・人権政策部・選挙管理委員会・消防本部・建設部

①総合計画及び行財政改革は、ムダな開発をやめ市民生活の充実と行政サービスの向上を目指すこと。

回答：平成18年6月に策定した「伊賀市総合計画」は、合併協議で協議し、策定した「新市将来構想」「新市建設計画」や伊賀市自治基本条例を踏まえ「ひとが輝く地域が輝く～住み良さが実感できる自立と共生のまち～」を将来像としています。

特に、伊賀市総合計画の策定にあたっては、計画策定の各段階において市民参加のもとで計画づくりを進め、生活課題を洗い出した上で市民意識調査を実施し、平成27年までの基本構想と平成22年度までの前期基本計画で構成し、基本理念は「市民が主体となり地域の個性がきた自治の形成」、「持続可能な共生地域の形成」「交流と連携による創造的な地域の形成」の3つを掲げ、市民が主体とした「住民自治」の実現を図るとしています。

非常に厳しい財政状況下ではありますが、「伊賀市総合計画」の将来像の実現に向け、少しでも無駄を省き、市民サービスの充実と行政サービスの向上に向け推進を図ってまいりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。(企画調整課)

②合併特例債については、財政規模をいたずらに拡大し、借金を増やすことのないようにすること。

回答：合併特例債につきましては、大変有利なものであると理解しています。但し、借金をいたずらに増やすことのないように行財政改革を推進し、プライマリーバランスなどに注意した財政運営を行いたいと考えています。(財政課)

③労働基準法を遵守し、職員の労働条件を改善すること。

・業務内容の見直し、事務の効率化、適正な人員配置で職員の残業を減らすこと。

回答：業務の見直しについては、平成18年度から導入しました行政評価システム(事務事業評価)に基づき、現状(PLAN-DO)を必要性、有効性、達成度、効率性といった統一の視点と方法(ものさし)により客観的に測定した結果(評価=CHECK)をもとに、職員が主体的に課題を認識し、次の政策、施策、事務事業等の方向性を見極め、具体的な改革・改善を全庁的に推進(ACTION)していくこととしており、市民ニーズを的確に把握し、利便性の向上や行政サービスの効率化の観点から、引き続き各職場において見直しを実施する中で、これら事務事業の見直しに見合った適正な人員配置に努めたいと考えます。

なお、残業は、全体的には新市発足以後年々減少してきていると認識しております。(職員課)

・数値目標ありきの職員削減をやめ、民営化万能主義でなく、地方自治法と業務内容に相応しい職員配置を行うこと。

回答：適正な職員の人員配置につきましては、従前から努力を続けてきたところであり、今後も業務に応じた職員配置に努めてまいります。市民の満足度の向上を目標に策定しました「行財政改革大綱」の重点項目である定員適正化計画も進める必要があることから、組織機構の適正化と合わせた定員管理に取り組みながら、引き続き職員の適正配置に取り組んでまいります。また、直営業務の民間委託等についても、同じく「行財政改革大綱」の重点項目の中で民間参入等の推進として掲げられており、市が直接実施しているものについて、行政の責任の確保、サービス水準の維持向上、守秘義務等に留意しながら、民間でできることは民間に委ねるものとして、これを計画的に推進することとされています。従って、その

推進にあたっては、行財政改革の2つの基本理念「市民の視点に立った行政サービスの推進」「地方分権の進展に対応した行政基盤の確立」をふまえ、効率的・効果的な行政運営に向けて、十分検討いたしてまいりたいと考えます。(職員課)

・臨時職員が生活できる待遇改善、正職員への道を開くこと。

回答：臨時職員の賃金水準については、近隣市町と比較して著しく低額であるとは考えておりませんが、財政状況等をふまえつつ最低賃金の動向には十分留意していきたいと考えております。

なお、正規職員の採用に関しましては、定員適正化計画において、退職者の3分の1から4分の1を基本として、年次的に職員の採用を検討するとされており、採用にあたっては、新規採用職員を募集し、競争試験を実施することとしています。(職員課)

④地方自治体に許されている裁量権を最大限に発揮、歳入の確保につとめること。

・資本金一億円以上の法人の市民税の税率を制限税率に引き上げること。

回答：現在の伊賀市の法人市民税については、法人税割・均等割ともに標準税率を採用しております。財政上特別な理由がある場合は、条例により、法人税割は制限税率(14.7%)の範囲内により、均等割については、標準税率1.2を乗じて得た税率まで課税できることとなっています。

制限税率を適用するには財政上特別の必要があると認められる場合においてですが、たとえば、災害復旧その他特別の事情により財政需要が増大することにより、財源が不足する場合等であります。

現在、三重県内の市町のほとんどが標準税率を採用しています。伊賀市においても、現在のところは、法人の市民税についての税率を制限税率に引き上げることは考えていません。

しかしながら、随時、財政事情等や適用条件を考慮し、検討していくことも必要なことだと認識しております。(税務課)

・道路占用料については、移設補償料に見合う料金に引き上げること。

回答：平成17年3月31日に伊賀市・中部電力(株)と協定書を締結し、地中路線を除く電気工作物の移転料については、従前が道路敷地で移転後も道路敷地の場合は、移転料は中部電力(株)の負担となっております。なお、協定書については、旧上野市と中部電力(株)の締結内容に変更はありませんが、旧町村とのばらつきがありましたので、合併に伴い締結したものです。(道路河川課)

⑤非核平和宣言に基づく事業を積極的に推進すること。

回答：非核平和事業については「宣言」の趣旨に基づき、戦争と原爆による悲惨さを風化させることなく、次世代へ語り継いでいく取り組みを進めています。主な事業としては、「戦争資料データベース」や「戦争体験談集」の作成、中学生を対象とした広島派遣事業、平和学習推進事業を通して平和の尊さ、大切さについて理解を深める事業を実施するとともに、各支所で8月1日から15日までの間、原爆パネル展を実施しております。

また、本年度は「ひゅーまんフェスタ2007」を開催し、「折り鶴」という形で非核平和啓発を行いました。約124,000羽の折り鶴が寄せられ、中学生広島派遣団により広島市に届けました。

来年度実施予定の「ひゅーまんフェスタ2008」では、市民・メディア・アーティスト・行政がともに平和について考えることを目的に、平和メッセージソングを作成することとしており、現在、市民のみなさんに歌詞の募集を行っているところです。

今後も非核三原則の堅持と核兵器の全面廃止と廃絶、世界の恒久平和の実現に向け、積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。(人権政策課)

⑥各種審議会などの選任にあたっては、女性委員の比率をたかめること。また、委員の重複をさけ、公募枠を増やすこと。

回答：各種審議会などの選任にあたりましては、当課の合議を経る際、新規立ち上げ時や改選時には、役職で選ばず会の代表者をお願いするなど、女性委員の比率をたかめるべく努めております。(男女共同参画課)

回答：平成 18 年度において、各審議会などの委員名簿の集約化を進めてまいりました。現在はそれも完成し、各審議会を担当する各部署において委員の選任状況を閲覧できるようになりましたことから、今後の選任(改選)時において重複の解消に結びつくものと考えます。また、できる範囲で公募を進めているところです。(秘書課)

⑦地方交付税の削減に反対すること。

回答：地方交付税は、地方共有の固定財源であり、一方的な削減には賛成できません。三位一体の改革による約 5.1 兆円の地方交付税の削減により、都市と地方の財政に大きな格差が生じています。こういった格差を解消するのが地方交付税の役割であると考えています。今後も地方六団体を通して地方交付税の削減に反対していきます。(財政課)

⑧地方債の低利借り換え及び繰上返還に引き続き努力すること。

回答：財政状況が厳しい中であっても、7%以上の高利地方債について、平成 19 年度中にも繰り上げ償還を行う予定です。次年度以降も 5%以上の高利のものについて順次繰り上げ償還を行っていく予定です。(財政課)

⑨交際費・食料費などは市民の理解の得られる範囲におさめること。

回答：交際費については内規を基本にその範囲内で執行し、食料費の支出については最小にとどめるよう努力しています。また、秘書課では支出後に市ホームページに掲載し公開しています。(秘書課)

⑩消防・防災体制の強化に努めること。

・財政力基準に基づいた消防職員体制にすること。

回答：国の消防力整備指針及び交付税措置標準団体(10万市)の基準以上の消防資機材、人員配備をしています。(消防総務課)

・震度 7 を想定した防災計画を策定し、資機材の備蓄・整備を早急に進めること。

回答：三重県地域防災計画の被害想定に基づき、伊賀市地域防災計画を策定しております。上位計画の三重県地域防災計画の変更等が行われれば、時点修正を行います。

なお、備蓄非常食をはじめ、資機材等につきましては、年次的に備蓄、整備を進めております。(総合危機管理課)

・気象庁の緊急地震速報の公共施設での活用を図ること。

回答：平成 19 年 10 月 1 日より開始されております緊急地震速報につきましては、本庁はじめ各支所及び公共施設において、伊賀上野ケーブルテレビ(株)により、実験機器が配置され試験運用を行っております。

同社のシステム及び料金体系が未定であるため、決定後、公共施設への配置について、施設管理者等と検討いたします。(総合危機管理課)

・消防の広域化に反対すること。

回答：消防の広域化については、平成 18 年 6 月消防組織法の改正により、国の基本指針が定められました。今後、県において広域化推進計画を作成し、その後、市町において広域化について検討を進めることとなります。(消防総務課)

⑪同和対策事業はすみやかに終結すること。

・同和関連補助金を廃止、研修会などへの職員の派遣をやめること。

回答：「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」では、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。法の下に平等であり、日本国憲法、同対審答申の精神、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律並びに世界人権宣言を基本理念として、明るく住みよい社会の実現を図るとともに、市民・企業・団体の人権意識の高揚に寄与することを目的とし、これらの解決に向けて第 2 条に市の責務、第 3 条に市民等の責務について示されています。

最近の同和地区生活実態調査から「差別を受けた」「差別の現場に出会った」と 4 割の人が答え、また、旧市町村が実施した意識調査でもまだまだ同和地区の存在を認識し、誤った知識や偏見などにより差別意識を抱えている人がいることがうかがえます。

最近では、インターネットを悪用した差別情報の流布が増大するなど、部落差別が存在する限り、引き続き同和行政は重要課題の一つとして取り組まなくてはなりません。こうしたことから、反差別の中心的役割を担い、同和問題の解決に向けて活動している部落解放団体と協働し、国民的課題である同和問題解決に向けて取り組んでいきたいと考えます。

同和関連補助金として、部落解放団体助成金は、財政の削減計画の中で 18 年度から 3 年計画で 30% の削減を見込んでいます。また、一部の支所で取り組んでいる個人給付事業は、平成 20 年度から廃止の予定であります。職員の研修会などへの派遣については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第 5 条には地方公共団体の責務がうたわれております。市としましては差別事件・事象が発生している現状や市民意識調査結果を踏まえ、人権教育・啓発を進めていくためには、担当部局だけでなく、市職員一人ひとりの人権同和問題に関する正しい理解と認識を深めることが不可欠であり、今後も継続して職員の研修を進めていきます。(同和課、人権政策課)

・同和事業推進のための職員へのアンケート調査を中止すること。

回答：同和行政とは同和対策事業や同和地区住民に対する取り組みのことをいうのではなく、同和問題の解決をめざす施策の体系であり、国・県及び市の責務としての取り組みであります。部落差別の実態がある限り、積極的に推進していかなければならないと考えております。現在実施しております「同和問題に関する伊賀市職員意識調査」については、同和問題の解決のためには市職員が果たすべき役割が重要であるとの認識のもと、市職員の意識の実態を把握するもので、効率的な研修、啓発の充実に資するための基礎資料とすることを目的に実施するものであります。(同和課、人権政策課)

・隣保館、市民館を地域限定施設とすることをやめ、公民館化すること。

回答：隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、周辺地域住民を含めた福祉の向上や人権課題の解決のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして位置づけ、地域実情にあった、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため

の各種事業を総合的に行う施設でありますことから、隣保館は地域限定施設でなく、施設の運営目的に沿って現在、周辺地域住民が使用しています。但し、隣保館を公民館化することは、目的外使用となります。(同和課、人権政策課)

⑫男女共同参画事業の積極的推進と女性センターの早期建設をすすめること。

回答：男女共同参画事業につきましては、伊賀市全域で講演会等を開催や、男女共同参画情報紙「きらきら」の全戸配布により全市民への啓発推進男女共同参画の推進啓発に努めています。

女性センターの建設につきましては、現在進めています市駅前再開発事業の再開発ビルの4階へ「男女共同参画センター」として保健センター・子育て包括支援センターと共に導入される予定です。(男女共同参画課)

⑬廃止対象バス路線の維持をおこなうとともに、コミュニティーバスの運行路線の拡大を図ること。

回答：廃止代替路線は、必要な予算要求を行っておりますが、厳しい財政状況に加え県補助も毎年5%ずつ減少することや、燃料高騰による経費増が想定されるため、利用状況を踏まえ伊賀市交通計画に沿った見直しや運行の効率化を図っていきます。上野コミュニティーバスは利用が減少する傾向にあり、その機能は市街地を循環して市役所、県庁舎、総合病院、文化会館等を結ぶものであることから、現在のところ路線拡大は予定しておりません。利便向上のためご利用に努めていただきますようお願いいたします。(企画調整課)

⑭期日前投票は全ての支所で実施すること。

回答：期日前投票所は、平成20年の選挙から本庁及び5支所に設置します。ただし、設置期間は、本庁を除き投票日の3日前から前日までの3日間とします。(総務課(選挙管理委員会))

・投票所は高齢者が投票しやすいようにシートを引き、土足のまま投票できるようにすること。

回答：集会施設等の和室で投票している所は、難しいですが、公共施設でシートを引くことが可能な所は、できるだけシートを引き、土足のまま投票できるようにします。(総務課(選挙管理重恩会))

⑮永住外国人に地方参政権を認めること。

回答：選挙権は、公職選挙法第9条で日本国民であることと規定されており、永住外国人には、認められていません。衆参議院議員選挙はもとより、地方選挙においても、市選挙管理委員会として、国の法改正を待たざるを得ないのが実状です。(総務課(選挙管理委員会))

二、生活環境部

①高齢者、障害者世帯のごみ収集については具体的援助をすること。

回答：高齢者や障害者世帯の自宅前の収集につきましては、市内の道路幅員等の条件等から難しいと考えております。ごみ集積場の新設や変更等につきましては、自治会長からの申し出があれば、ごみ収集車が収集可能な場所であるか等の運行条件を確認のうえ、承認をしています。(清掃事業課)

②太陽光発電などの自然エネルギー導入を積極的に進めること。

回答：伊賀市では、太陽光発電システムの普及を目指し、一般家庭におけるクリーンエネルギーの使用、CO₂ の削減を目的として「家庭用新エネルギーの普及支援事業」を設け、住宅用太陽光発電システムを設置された家庭に対して定額の補助金を交付しています。また、「伊賀市における既存戸建住宅省エネルギー推進事業」では、市内のガス供給事業者が主導となり市と共同で国庫補助金を用いて、省エネ機器の導入に際し、補助対象機器（エコジョーズ）へ取替える家庭に対して補助金を交付しています。（環境政策課）

③ダイオキシンをはじめ有害物質を含む一般廃棄物は持ち込ませないこと。

回答：市外の地方自治体から一般廃棄物の受け入れについては、「区域外の一般廃棄物の受け入れに関する審査会」を設置し、安全性の確認、搬入を必要とする事情等、また、審査書類ではダイオキシン類など有害物質にかかる排出濃度計量証明書を添付するとし、安全性について確認されない限り承認されることはありません。（環境政策課）

④ごみ袋の有料化はしないこと。

回答：指定ごみ袋制度につきましては、平成19年1月から「可燃ごみの減量」、「市民のごみに対する意識改革」や「ごみ処理経費に対する負担の公平化」等を目的で、市民の皆さんのご理解、ご協力のもと実施しています。

今後も、更なる減量に向けて、市民の皆さんにご協力をお願いしていきたいと考えております。（清掃事業課）

⑤RDFやガス化溶融炉等の大型焼却施設でのごみ処理をやめ、分別を徹底し普通炉で処理すること。

回答：平成14年12月より操業した施設で、5年の経過で処理施設を変更することは、できないと考えます。（さくらリサイクルセンター）

三、健康福祉部

①国民健康保険について

・国保税を引き下げること。

回答：平成20年度実施に向けた医療費制度改革が進められており、後期高齢者制度への支援として、後期高齢者支援金を徴収することとなっており、現行の保険税の仕組みが、医療・介護・支援金の3本柱としての課税となります。

このことにより、74歳未満の方の負担となりますが、75歳以上の方は後期高齢者医療保険制度として保険料を一人一人からいただくこと成ります。

国保から後期に変わる被保険者が多く見られ、一概に世帯に於ける保険料の負担増とは言えませんが、支援金の導入により74歳未満の世帯における負担の増となることをご理解下さい。（健康保険課）

・国民健康保険税の滞納の有無にかかわらず保険証を交付すること。

回答：公平性の維持・保険財政安定・納付の相談による分納方法による負担の軽減等を踏まえ、短期証を発行しているもので、あくまでも納付の相談できる機会を作り相談に応じているものであります。資格書につきましては、こうした機会に応じず、1年以上未納となっている人に行っているもので、滞納したから直ぐに保険証を資格証にしているものではないです。（健康保険課）

・高額医療費制度（国保）の窓口払いを改善すること。

回答：高額医療費につきましては、すでに現物給付方式（医療機関に支払、個人からの負担を少なくする）を取り入れているものであります。ただし、自己負担額の決定を行う上で申請が必要であります。（健康保険課）

・国保世帯の保険料の算定にあたっては小学校入学前までの乳幼児は算定外とせよ。

回答：保険料の算定は、世帯に対して加入者の均等割を課しております。指摘の通りに行うと、乳幼児を持たない加入者に対して保険料の負担を求めることと成り、保険税が上がることと成ります。

平成20年4月から3歳未満から就学前まで医療費の負担が2割に変更されますし、老人に対しても現役並み所得以外は1割の負担となっており、医療費の負担の軽減施策を取っているものであります。（健康保険課）

・国保法第44条に基づいて対象者については医療機関での窓口負担金の減免・猶予を実施すること。

回答：乳幼児につきましては、福祉医療助成制度として医療費の助成を行っており、窓口負担の軽減は現在福祉医療改革検討委員会で審議されているところであります。

健康保険法では、減額・免除の規定がございますが、財源措置については無いため、保険者が負担となり保険税に加算となります。（健康保険課）

②生活保護について

・憲法の趣旨にのっとった適切な生活保護制度の運用を図ること。

回答：生活保護法第1条に「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする」と定められています。これに基づき、要保護者の実態を把握し、資産能力等の活用に十分配慮し、事実に基づいた適正な保護を行っています。また、積極的に自立の助長を図るための指導も行っています。（厚生保護課）

・国基準に見合ったケースワーカーの増員を行うこと。同時に、様々な相談に対応できるように、年齢や経験、性別などバランスの取れた職員配置にすること。

回答：職員の配置については、係長兼面接相談員が2人（男性1人、女性1人）とケースワーカーは、9人（男性9人）です。国の基準では、ケースワーカーは、実質1名減員となっている。年齢は、9人のうち20代が1人、30代が5人、40代が3人で、経験年数については、1年未満が1人、1年以上2年未満が5人、2年以上が3人で、経験年数の浅いものが多いなか、職員が一丸となって取り組んでいます。人事担当へ1名の増員となるよう要望していきたいと考えています。（厚生保護課）

・母子加算・高齢加算・夏季見舞金・歳末慰問金などの切り捨てをやめ、「健康で文化的な最低限」の生活を保障すること。

回答：母子加算については国の基準により実施していますが、高齢加算は、18年度から廃止となっています。また、夏季・歳末見舞金は、市単独で19年度まで支給していたが、三重県下のほとんどの市が18年度から廃止となり、当市も19年度は半額支給していたが、財政難と生活保護基準額が一般の母子世帯の生活水準を上まわることとなり、20年度は廃止となります。し尿汲み取り料補助金（一人あたり1,000円支給）は、継続予定です。（厚生保護課）

③介護保険制度について

- ・介護保険の保険料・利用料の減免制度を創設すること。

回答：保険料・利用料の減免制度につきましては、現段階においては一般財源からの補填できないことなどから条例および法令で定められた以外の対応はできない状況にあります。
(介護保険課)

・新制度のもとで従来のサービスが受けられなくなる要支援1，2の方に対するサービスの維持ができるようにすること。

回答：要支援1，2の方については、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう進めたいと思います。なお、軽度者に対しては、福祉用具の貸与は原則保険給付の対象外となりましたが、一定の条件と手続きを満たす場合、例外的に保険給付が認められております。(介護保険課)

・介護保険の施設入所で待機者が出ないように常に実態を把握し希望者全員を入所させること。

回答：年3回の調査を行い常に施設の待機状況を把握しております。特に特養施設では600人以上の待機者がおられ、そのうち要介護度4・5の方が45%を占めております。各施設では、入所検討委員会を設置し出来る限り速やかに入所できるよう対応されております。市内外の既存施設の活用と増床等施設の充実を図っていきます。(介護保険課)

- ・年度途中で収入の激減や世帯分離などの場合、介護保険料を見直すこと。

回答：年度途中で収入の激減や世帯分離などによる介護保険料の修正は、法令で賦課期日が定められ賦課期日時点での賦課を行っているために、翌年度の賦課期日での修正となりますので、年度途中で見直しはできない状況にあります。(介護保険課)

- ・通知文書の文字を高齢者にも読めるように大きくすること。

回答：通知文書につきましては、高齢者の方に出来る限りわかりやすく文字も大きくするよう努めます。(介護保険課)

・家族がいる場合は介護（ホームヘルプサービス）などを認められなくなった。認めるようにすること。

回答：訪問介護におけるサービス行為につきましては、「身体介護」及び「生活援助」があります。「身体介護」につきましては、家族の方がおられてもサービス行為が認められております。「生活援助」については、家族の方がおられる場合は原則認められておりませんが、家族の方が障害、疾病等のために利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合等、やむを得ない事情がある場合は認められていますので、法令で定められた以外の対応はできない状況にあります。(介護保険課)

④少子化・子育て対策について

- ・妊婦の検診を年5回以上公費負担にすること。

回答：平成20年4月から5回の公費負担を実施予定しております。(健康推進室)

- ・助産師による訪問制度の対象を妊婦にも広げ、内容も充実すること。

回答：現在では母子保健事業として、母子手帳交付時に「妊婦・新生児・乳児訪問」のチ

ラシを渡し、訪問を希望される家庭に保健師が訪問し育児相談、身体計測、成長発達に関する相談を受けております。また、家庭訪問には多くの人材を必要とするため、妊婦については産婦人科医からの健診結果を基に訪問指導も実施しております。(健康推進室)

・乳幼児医療費については、通院も就学前まで無料にすること、同時に病院の窓口での無料化を実施すること。さらに所得制限をやめること。

回答：乳幼児医療費につきましては、入院については実施しており、通院について就学前まで拡大するよう検討しているものであります。

窓口での無料化につきましては、現在、精算方式により行っているもので、現物支給の導入についても検討しているところではありますが、医療費の抑制につながらないとして国民健康保険の調整交付金に影響があり、実施に向け、国民健康保険に影響しないよう申出を行っているところでもあります。

所得制限につきましては、平成13年度に制定したもので、低所得者への助成を行っているものであります。現在、県及び全市町の担当課長で構成する福祉医療助成改革検討委員会および担当者での福祉医療助成改革検討部会で審議をしているところであり、実施に向け努力してまいります。(健康保険課)

・福祉医療制度の2割負担をやめよ。

回答：県の財政状況から2割負担案が出てきたもので同意をしていないものであります。県議会のアンケートでも負担について、すべての市町が同意していない状況であり、市としても負担のあり方について要請をしております。(健康保険課)

・軽度発達障害などの判定ができるようになる5歳児の検診を実施すること。

回答：5歳児健診にあっては、保育園・幼稚園の協力が不可欠であり、まずは発達状況把握(発達チェック)の中で早期発見及び個々に応じた支援、すなわち子どもの発達を途切れなく支援するための発達支援システム(しくみ)づくりが必要と考えます。(健康推進室)

・児童・生徒のインフルエンザの予防接種の助成を実施すること。

回答：現在は、未就学乳幼児を対象として助成をしておりますが、県内では亀山市、伊賀市、玉城町のみとなっており財政的な負担が大きく助成は難しいと考えます。(健康推進室)

・子育て支援センターなど、地域の「子育て拠点」を整備するとともに、関係者間の連携による子育て支援ネットワークの構築、子育てに悩みや不安を抱く親へのサポート体制の充実を図ること。

回答：伊賀市には現在7か所の子育て支援センターが設置され、子育てに不安を抱く保護者の相談指導、保護者同士の交流、子育て支援施設の情報提供などを行っていますが、今後も施設の整備に努めてまいります。また、子育てサービスの情報収集と発信を行い、関係機関との連携や子育て支援関係者とのネットワークづくり、保護者へのサポート体制の充実を図ってまいります。(少子化対策課)

⑤障害児・者が暮らしやすくするために。

・自立支援法の利用者負担の軽減のため、「応益」から「応能」への考え方の変更を国に求めること。

回答：現在、利用者負担(1割)の軽減措置を行っているところではありますが、今後、国の動向を見ながら国や県に対し、必要に応じ、障害者団体及び関係機関と連携を図りながら

要望や働きかけをしてまいりたいと考えています。(高齢障害課)

・障害の実態に即した認定が行なわれるようにすること。

回答：障害認定については、「伊賀市障がい者介護給付等の支給に関する審査会」において、医師会、障がい福祉関係者等の10人の委員により、介護給付に係る障害程度区分に関する審査及び判定などの業務を定期的に行っております。障がい者の日常生活における動作や必要な介護等を聞き取り、生活実態に沿った介護や障がいの特性なども十分に加味し、障がい者が安心してサービスが受けれるよう認定を行っております。(高齢障害課)

・事業者への報酬など、施設への積極的助成を行うこと。自立支援法の対象外の小規模授産所などについても積極的支援を図ること。あわせて基盤整備を図ること。

回答：国の障害者自立支援対策臨時特例交付金による緊急対策事業として、新体系移行に伴う整備費補助や激変緩和措置が平成19年度から20年度にかけ実施され、それに対して市からの補助も行います。通常時では、自立支援法等に基づく介護給付費をサービス提供事業所に給付しておりますが、他の助成については考えておりません。

また、小規模作業所については、障がい者の特性など、認可施設での集団活動や生活が苦手な方にとっては、少人数での規制の少ない活動の場は重要だと認識しております。運営費補助においては、県の要綱に基づき補助を行っており、国や県においてもその重要さを認識し、新体系移行後も小規模作業所の存続のため、補助を継続していく意向であります。

さらに、基盤整備については、自立支援法への移行に伴い、国の特別対策事業として基盤整備事業があり、知的・精神のグループホーム、ケアホームや施設整備を国・県・市の補助金により、19年度から20年度にかけ整備をしていただく事業所もあります。(高齢障害課)

・実効性のある地域活動支援センターを立ち上げること。同時に、安定した運営が出来るようにセンターへの補助を行うこと。

回答：障がい者における地域活動支援センターは、障がいのある方が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流を図ることを目的とした自立支援法に基づく事業であります。当事業は市内で障がい福祉サービスを提供している事業所等が既に事業を実施しており、新たに立ち上げることは考えておりません。(高齢障害課)

・障害者に優しいバリアフリー化(を図ること。)と公衆トイレの増設を図ること。(主にまちなかに公衆トイレをとのこと)

回答：既存施設のバリアフリー化については、予算の関係や構造上の問題により、非常に難しいことではありますが、今後取り組む事業においては、障害者だけでなく高齢者や子供にも配慮したユニバーサルデザインの理念が一つの基準になると考えます。(総合計画から要約)街なかに共同トイレの設置は、旧上野市時代から忍者フェスタ、天神祭等のイベントや、観光客の対応として要望があったところではありますが、諸事情により実現されていません。今回、広小路駅及び西大手駅にトイレ設置の請願も提出され可決されたところではありますが、非常に厳しい財政状況のため、市単独での設置は困難な状況です。現在策定中の中心市街地活性化基本計画において、国の支援を受け、両駅周辺に、まちめぐり拠点施設整備事業(コミュニティ施設：トイレ併設)を検討しているところです。(企画調整課)

⑥公立保育所の保育の充実を求める。

・保育料を引き下げること。

回答：平成18年度決算ベースで、国基準保育料より約27%の減額を行なっていますので、平成20年度においても同等の措置を行いたいと考えています。(少子化対策課)

・乳幼児の途中入所が円滑に行われるように保育士を増員すること。

回答：乳幼児の途中入所がある場合は、国配置基準に基づき保育士の加配を行い対応しています。(少子化対策課)

・保育士は常勤採用比率を高めること。

回答：通常は、週5日以上勤務の常勤保育士が保育を実施しており、常勤保育士の補助的な業務について、非常勤保育士で対応しています。(少子化対策課)

・すべての園で延長保育を実施すること。

回答：平成19年度において、公立・私立保育所(園)を合わせて36園中22園で実施していますが、今後も保護者のニーズに応じ、延長保育を実施してまいります。(少子化対策課)

・公立保育所の統廃合、民営化を行わないこと。

回答：公立保育所の統廃合、民営化は、伊賀市総合計画や行財政改革大綱に定められていますので、市民からの幅広い意見の集約や提言を行なう伊賀市保育所(園)あり方検討委員会で協議もいただき、検討してまいりたいと考えています。(少子化対策課)

・休日保育や病児保育など、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めること。

回答：保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めてまいります。(少子化対策課)

・中学校区単位で病児・病後児保育の実施できる体制を作ること。

回答：病児・病後児保育については、現在、市民病院の敷地内にある「くまさんルーム」で病後児保育を実施していますが、医療機関との連携がたいへん重要であるため、現在、保育所(園)内での実施は困難と考えています。(少子化対策課)

四、教育委員会

①図書館の図書購入費を増やすこと。

回答：近年の厳しい市の財政状況の中、昨年からは、枠配分方式による予算作成が行われています。

上野図書館では予算の減少傾向にあっても、できるかぎり図書館のサービスを低下させないように、経費の節減や効率化を図り、その管理及び運営に努めています。

図書購入費については、新刊本やリクエスト本の購入費など、利用者の要望に副えられるよう、引き続いて予算確保に努めてまいります。(上野図書館)

②校区再編は必要なところからとし、機械的な統廃合を行わないこと。

回答：当市の児童生徒数は、年々減少傾向にあり、昭和60年度と平成19年度の25年間の推移を比較すると、児童数では7,764人から5,309人へと約32%の減少、生徒数も3,979人から2,801人へと約30%の減少となっています。また、今後10

ヵ年間の推計値によりますと、児童生徒数共に約12%の減少が見込まれています。こうしたことから、複式学級編成を余儀なくされている学校があることや、数年後に複式学級編成となるところがあるなど、当市の児童生徒数の減少による小規模化は深刻な状況となっています。併せて、今後、校舎の老朽化による建て替えが必要などところもあります。こうした状況を踏まえ、次代を担うこども達のためにふさわしい教育環境を創出するために、校区再編は必要でありますので、伊賀市校区再編基本計画に則って取り組んでまいります。(教育総務課)

③学校給食は自校方式で、学校給食の調理室のドライシステム化をすすめること。

・学校給食は地元の食材を利用すること。

回答：旬の地元食材を活用した献立作成に努力しております。なお、米飯については、すべて、伊賀米こしひかりを使用しております。(学校教育課)

④就学援助制度について、中学校のクラブ活動に助成すること。

回答：就学援助の支給項目は、現状として、新入学用品・通学費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費・医療費となっております。(学校教育課)

⑤学校図書を充実し司書教諭の配置をめざすこと。

回答：12学級以上の学校におきましては、司書教諭免許をもった教諭が配置されております。なお、教職員に司書教諭免許の取得を勧めております。(学校教育課)

⑥30人学級を早期に実現すること。

回答：県単で、小学校1・2年生は、30人学級、中学校1年生は、35人学級を実施しています。(学校教育課)

⑦小学校区ごとに学童保育所を設けること。

回答：国においては、平成19年度から厚生労働省と文部科学省が連携を図り、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設しました。伊賀市においても、「伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会」を設置し、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する施策等を検討してまいります。(少子化対策課)

⑧学校行事などでの「日の丸、君が代」の押し付けをしないこと。

回答：国の方針どおり、趣旨の理解を促し進めております。(学校教育課)

⑨体育館の耐震診断を早急を実施すること。

回答：伊賀市内公立小中学校体育館の内、旧耐震基準(S56年以前の基準)で建築された屋内運動場17棟について、19年度ですべての耐震診断を完了しました。なお、新耐震基準(S56年以降の基準)で建築した体育館は21棟です。(教育総務課)

⑩教室の冷房を年次計画で実施すること。

回答：夏場には室内温度が上昇し、教育環境が良くない学校に対して教室の空調設備(冷房化)を順次進めています。なお、校舎の空調化には多額の費用がかかりますので、国庫補助を受けられる校舎の大規模改修あるいは校区再編計画に併せて対応をすることとしています。(教育総務課)

⑪フットサルコート、スケートボード場、バスケットゴール等、若者向けの公園をつくること。

回答：若者向けのスポーツ施設ですが、フットサルやバスケットボールにつきましては、現在は「県立ゆめドームうえの」をはじめ、学校体育館等を多くご利用いただいています。また、スケートボードは、上野運動公園やゆめドームうえのの周辺空き地などで活動されていますことから、ご要望の専用公園の整備につきましては、現時点では計画は策定されていません。

今後、若者のスポーツニーズを調査検討して施設実現に取り組んでいきます。（スポーツ振興室）

⑫通学路の安全確保に努力すること。

回答：登下校安全サポーターの配置等、予算の範囲内で努力いたします。（学校教育課）

⑬すべての小学校に洋式トイレを導入すること。

回答：すでに学校から洋式トイレへの改修要望が提出され、順次対応をしています。今後、生活様式の変化によって、さらにトイレ改修の要望も出されてくることが予想されますので、対応をまいります。（教育総務課）

五、産業振興部

①商店街の再生を図るため大型店を規制するルールづくりや、商店街の振興対策を強めること。

回答：改正都市計画法の施行（2007.11.30）に伴い大型店の郊外進出が規制されました。今後は、既存大型店舗と市域商店街等との連携による消費者サービスの向上を推進させてまいりたい。（商工政策課）

②中小零細業者への低利の生活つなぎ資金の貸付制度をつくること。

回答：市単独での貸付制度の構築は困難ですので、商工会議所・商工会などが窓口となる、小企業等経営改善資金融資（マル経融資）などの国の融資制度や三重県の小規模事業者に対する融資制度をご活用いただくなど、現行制度をご活用ください。尚、市は上記事業者に対して利息補填や保証料の補助を行っております。（商工政策課）

③特産物の価格保障、農畜産物の安全と信頼をたかめる援助、地元給食での「地産地消」の振興に努める。

回答：市単独での価格保障は、困難です。国の支援政策に期待したいところです。安全・安心の農畜産物の生産活動は、既に各種業界で取り組まれているところですが、トレーサーピリティー制度とかHACCPなどへの取組を啓発しながら、地域ブランド化を推進します。

また、地産地消の推進につきましては、学校給食センターなど給食現場での地場製品の導入率を向上させるよう協議しJA等農産物供給者との連携を図りたい。（農林政策課）

④米、野菜や花木の価格安定、後継者創出のために行政的支援を強め、家族経営の中小規模農家、中山間地の農業を守ること。また、広葉樹の植林を積極的に支援し、鳥獣害対策を強めること。

回答：伊賀米振興協議会や伊賀園芸振興協議会を中心とした連携支援体制を堅持しながら、零細農家等の支援に努めたい。なお、有害鳥獣対策についても、国の「有害鳥獣による

農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の施行を視野に入れながら、森林の環境林について公益的機能の効果的・持続的な発揮をめざすため、森林環境整備事業等を展開してまいりたい。(農林政策課)

⑤学校給食への利用など、地産地消の政策を進め、農林業の振興を図ること。

回答：地産地消の推進につきましては、学校給食センターなど給食現場での地場製品の導入率を向上させるよう協議しJ A等農産物供給者との連携を図りたい。(農林政策課)

⑥間伐材・地元木材の利用に対する優遇制度・公共工事での積極的利用、バイオマスの研究費補助など、林業経営への支援を強めること。

回答：間伐材を利用して公共的施設(バス停など)設置に要する経費の継続支援と業界で取り組む木質系バイオマス利活用事業を積極的に支援するなど、施策重点化の方向性を模索したい。(農林政策課)

⑦青年の雇用対策に努めること。

回答：若者の就職ニーズにミスマッチをきたさないよう多様な職種を若者に提供できるように雇用需要の高い産業・企業の誘致に努めながら、就職機会の創出支援を行い、地元就職率の向上を図ります。(商工政策課)

六、建設部

①長引く不況で転廃業を余儀なくされている市内中小業者の保護・育成のため、「不況時の特別対策」として住宅、生活道路、下水道、排水路など、生活関連の工事発注を増やすこと。また小規模修繕工事希望者登録制度を設けること。

回答：平成19年度における中小企業者に関する国等の契約の方針が、平成19年6月22日閣議決定され、中小企業者の受注機会の増大のための措置として分離・分割の推進が定められています。伊賀市におきましても、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割発注が適切かどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割発注を行うこととしています。

工事量の拡大につきましては、伊賀市の財政計画と調整を図りながら、可能なかぎり予算確保を行いたい。また、契約行為のいろいろなものに限りませんが、20万円以下の工事については現行の物品・役務の登録の中の修繕工事に対応する予定(平成20年6月から実施予定で検討。)であるため、現時点では小規模修繕工事希望者登録制度を設ける考えはございません。(建設部)

②児童公園、運動広場を積極的につくること。

回答：市街地における広場・公園の設置は防災上からも重要であると考えており、特に不足する市街地内の広場・公園については中心市街地活性化基本計画に位置付けされた街なみ環境整備事業を活用し整備できないものか計画を詰めているところです。ただ市街地のまとまった空き地活用ということでは、地権者の意向や今後の公園管理のあり方なども十分検討した上で整備を進めなければなりません。このため実施にあたっては地域の方々と十分協議を重ねながら進めてまいりたいと考えています。

運動公園については、現在しらさぎクリーンセンター跡地を含めた区域に、新たなスポーツ需要に対応する運動公園を計画しています。市民の方々の理解を得ながら整備事業を進めてまいりたいと考えています。(都市計画課)

③公園に便所、時計、照明を設置し、清掃などの管理を適正に行うこと。

回答：都市公園に必要な施設については、各施設の利用状況などからその必要性を検証したうえで、必要性が高い施設については順次予算措置を講じてまいりたいと考えています。

また、都市公園の清掃等についてはシルバー人材センター等に業務委託を行っており、今後とも適切な管理に努めてまいりたいと考えていますが、施設の老朽化等により年々維持管理経費は増高する反面、厳しい財政状況から効率的な維持管理業務の遂行が求められています。最寄の自治会やNPOなどへの協力依頼も視野にいれ検討してまいりたいと考えています。(都市計画課)

④危険な歩道、交差点を整備し、カーブミラー、ガードレール、信号機、照明の増設をすること。

回答：市道整備については、通行量が多く、危険性の高い路線を優先的に整備を行い、通行の安全向上を図っているところであります。また、道路の付帯構造物である交通安全施設(道路反射鏡防護柵、道路照明)については、適切な道路交通を維持するため毎年小規模ではあるが、増設しているところであります。

信号機の設置にかかる地区からの要望に関しては、生活環境部が窓口となり、市長の副申を添えて伊賀警察署へ提出しています。県全体の中で検討・配備されるため、全ての要望に応えられない現状であることをご理解賜りたい。(道路河川課)

⑤老人世帯向け住宅、一般市営住宅を増やし、特定目的の公的公営住宅制度を確立すること。

回答：高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、民間活力を活用し、高齢者が安全で安心して居住できる優良な賃貸住宅の供給促進を目的とした「高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業」の推進を行っております。

また、一般市営住宅におきましては、若年層の定住及び子育て世帯の支援を目的とした河合団地1棟10戸の第二期工事に取組んでおり、平成21年4月に入居開始できるよう事業の推進に努めております。(建築課)

⑥高齢者、障害者のために段差をなくすなど、住宅構造の改善に助成をすること。

回答：高齢者及び障がいのある方に対する住宅改造補助事業につきましては、高齢障害課におきまして、在宅で生活する障がいのある方や高齢者またはその方と同居する家族に対し、住宅を住みやすいように改造するための経費の一部を助成しております。

また、介護保険課におきましても、介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給として、要介護・要支援認定を受けた在宅で生活されている方に、手すりの設置や床段差の解消などの住宅改修工事にかかる費用の一部を助成しております。(建築課)

⑦住宅リフォーム助成制度の導入を図ること。

回答：住宅リフォーム助成制度につきましては、地元業者の仕事確保や地域経済の活性化に効果があると聞いておりますが、本市の厳しい財政状況の中では、新たな補助制度の創設は慎重な検討が必要であると考えております。(建築課)

七、水道部

①水道料の値上げを行わないこと。

回答：合併後の水道事業につきましては、3つの上水道と13の簡易水道事業を実施し、料金体系も統一されていないため水道水の安定供給と能率的な経営を図るため、事業統合と料金の統一化を図ります。(水道総務課)

②新たに川上ダムの建設計画があきらかにされた中で、市の負担額を示すとともに、水道料がどのようになるのかあきらかにすること。

回答：現在、川上ダムの建設費についてはあきらかにされていないため、市の負担額もお示しすることができません。水道料については、建設費等が決定された段階で市民の皆さんにお示しします。(水道総務課)

③川上ダムに頼った水道事業計画をやめ、独自の水源確保につとめること。

回答：水道水の安定供給を図るため、平成21年度から川上ダムを水源とする伊賀水道用水供給事業の受水が決定されています。独自の水源確保については、過去に井戸の掘削等実施してまいりましたが、安定的に確保することができないため水源を川上ダムに求めることとなりました。(水道総務課)

④未給水地域の解消を図ること。

回答：水道施設整備計画により、平成21年度から伊賀水道用水供給事業の受水を計画しているため、未給水地域の給水については、計画的に事業を進めてまいります。(水道総務課)